

インドの CBDC ならびに Crypto Currency について

今回はインドの Central Bank Digital Currency (CBDC) と Crypto Currency (暗号資産／仮想通貨) の状況について取り上げる。

インド政府は本年2月1日にインド準備銀行(RBI)が Central Bank Digital Currency(CBDC)となるデジタルルピーを2023年度中に導入する計画であることを発表している。

世界の主要国では、独自の中央銀行デジタル通貨となる CBDC の構築を準備しており、ビットコインなどの Crypto Currency ではない独自のデジタル通貨の導入を目指している。

CBDC は中央銀行など既存の国家の金融機関が作成し管理する通貨であるが、通常の通貨との違いは、紙幣や硬貨というアナログな貨幣ではなく、すべてをデジタルなものに置き換えられたものとなる。

一般には、デジタル化されていること、ルピー、ドルなどの法定通貨建てであること、中央銀行の債務として発行されることなどがその条件とされる。

現金の代替となるデジタル通貨を中央銀行が発行することについて、具体的な検討を行っている国は数多くあるが、民間銀行の預金や資金仲介への影響などの検討すべき点も多く、主要国の中央銀行は慎重な姿勢を維持している。

CBDC を検討するうえで、ビットコイン、イーサリアム、リップルなどの Crypto Currency や米ドルを担保とするテザーなどのステーブルコインについて論議されるが、発行主体の信頼性については、民間に委ねられている Crypto Currency やステーブルコインと中央銀行が管理する CBDC の比較では、信頼性や価格の安定性について CBDC が優位であり、新技術の開発や導入の速さ、自由度は Crypto Currency やステーブルコインが勝ることになる。

世界銀行は CBDC について、金融の安定に対して大きなリスクをもたらす可能性があるとしている。CBDC の導入は、既存の金融仲介構造を混乱させる可能性があり、設計と国の状況によっては、財務の安定性、整合性、サイバーリスクなどをもたらす可能性があるとしており、法律と規制の整備が求められ、中央銀行の責任が大きく増加するとしている。

また一方で CBDC は、金融包摂の課題に対処する目的を念頭に置いて設計されれば、金融包摂を促進するのに役立つとしている。

CBDC は管理を把握する元帳をデジタルで作成し、記録できるという点で従来の中央銀行の物理的な貨幣とは異なっている。

CBDC には2つのタイプがあり、一つはホールセール CBDC となる。これは事前に定められた金融関係事業者の使用が制限され、銀行がおもな利用者となる。定められた規制と政策要件の下で金融機関が選択され、運用されることになる。

またもう一方は、小売または汎用のリテール CBDC となり、これは個人を含む幅広い層が

利用し、用途も広がることになる。

決済システムに対する体制が整備されている先進国では、金融機関での決済に用いられるホールセール型 CBDC が主に検討されていたが、論議が進むにつれて、リテール型 CBDC の検討が進展してきている。

バハマとナイジェリアはすでに CBDC を立ち上げており、ジャマイカ、東カリブ海、中国、ガーナ、韓国、南アフリカ、ウルグアイ、サウジアラビアなどの国々では試験運用段階にある。先進国においても CBDC の取り組みを進めるが、準備段階である。

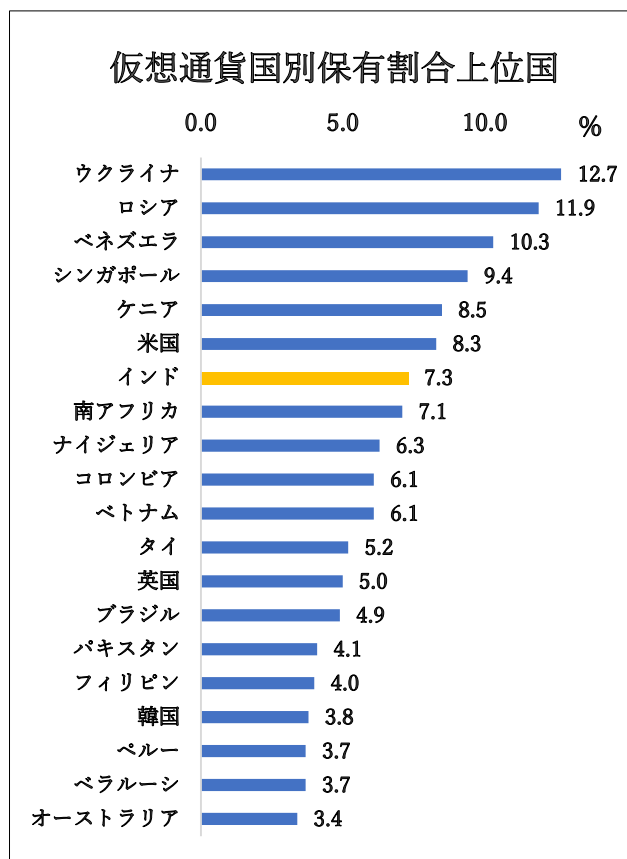
インドにおける CBDC となるデジタルルピーの具体的な設計については、2023 年度中の発行を発表しており、導入されれば、主要先進国にも影響を与えると思われる。

インドでは以前より、CBDC 発行について検討を進めており、昨年 7 月に RBI は「CBDC の段階的な導入を検討しており、根本的な技術や発行方法などさまざまな問題を調査中である。」とし、昨年 11 月には、RBI の高官が、「2022 年 4～6 月期にも中央銀行がデジタル通貨を試験的に導入する可能性がある」と述べている。今年 2 月 1 日に財務大臣が発表したデジタル通貨導入は期限を明確に 2023 年度と設定したことから、動向に注目が集まっている。

次に Crypto Currency の状況について見て行く。

2009 年に暗号資産ビットコインが誕生して以降、世界的にブロックチェーン技術、分散型台帳技術が注目されてきた。インドにおいても仮想通貨の取引事業者が数多く設立され、広く一般の国民が仮想通貨を購入できる環境となっている。

国連は今年 8 月に発表された UNCTAD（国連貿易開発会議）の報告書で、2021 年にインド人の 7.3% がデジタル通貨を所有しているとしている。レポートによると、新型コロナウイルスのパンデミックによって、仮想通貨の使用が世界的に増加したとされ、インドは世界 7 位にランクされている。最も多くの割合となった国はウクライナで、12.7% の国民が仮想通貨を所有し、続いてロシア 11.9%、ベネズエラ 10.3%、シンガポール 9.4%、ケニア 8.5%、米国 8.3% となっている。上位 20 か国のうち 15 か国が新興国と発展途上国であり、暗号通貨の使用が増加した理由としては、送金に関わるコストの低さと送金時間の短さが魅力となっており、新型コロナウイルスによって送金コストが高騰し、混乱する環境において、代替手段として仮想通貨が選択されている。



（出所：UNCTAD のデータに基づき作成）

また、新興国においてはインフレリスクに対するヘッジ手法としても、暗号通貨の普及を後押ししている。報告書では仮想通貨が支払い手段として広く普及し、非公式に国内通貨に代わるものとなれば、各国の通貨主権が脅かされる可能性があるとしてされており、通貨システムの安定性とセキュリティ、金融の安定性に対する暗号通貨のリスクに焦点が当てられている。

インドは仮想通貨が取引できる状況にあるが、現状に至るまで、当局による仮想通貨に対するさまざまな規制がなされた経緯がある。

2018年にRBIは国内金融機関に対して仮想通貨に関連したサービスを一切禁止する通達を出している。この規制に反対する関係者による異議申し立てにもかかわらず、租税回避、資金洗浄対策、セキュリティ面の不安があるとして、厳格な規制が一定期間導入されている。RBIは国内金融機関に対して「仮想通貨の取扱を禁止する通達」を出し、通達は3か月の猶予期間を設けたものの、RBIの規制を受けるすべての銀行・ノンバンクによる仮想通貨（非中央集権的に流通するデジタル貨幣）に関連するサービスを禁じるものであった。禁止対象は取引口座の維持・登録、仮想通貨の取引・決済、仮想通貨の売買に関係する口座開設および資金の移動等が含まれており、銀行口座を通じた仮想通貨の取引や同取引に関連する決済は事実上不可能となっている。

この命令が下されたことで、インド国内の仮想通貨取引所ユーザーは銀行口座から法定通貨を仮想通貨取引口座に入金することができなくなり、一部の仮想通貨取引所は閉鎖に追い込まれ、業界団体は訴訟を起こし、RBIに規制の取り下げを求めている。

2020年3月にインドの最高裁判所はRBIが行なった仮想通貨関連企業に対する銀行サービス禁止を「憲法違反」だとする判断を下し、命令を撤回する要求を出している。この判断により、インド国内の仮想通貨取引所ユーザーは銀行口座から資金を通常とおり入金することが可能となり、仮想通貨の取引量が大幅に増加することになった。

その後においても、インド議会は民間の暗号資産（仮想通貨）を禁止する法案となる「インド国内の民間暗号通貨の全面的禁止条例」を議会に提出される計画などが報じられたが、実現せず、現状では仮想通貨売買が実施できる状況にある。

2022年2月インドの暗号資産（仮想通貨）政策に関して、財務大臣は、暗号資産取引による利益に30%の税金を課す提案が行われている。

暗号資産の収益に対して税率30%は高いものとなるが、暗号資産の合法化と暗号資産やNFTの受け入れに向けた状況を示唆しており、暗号資産業界としては、前向きな展開として解釈されている。法案では1%のTDS（源泉所得税）率の導入も同時に提案されており、これにより、基準値を超えた暗号資産取引によって発生した個人の所得から、政府が源泉所得税を徴収することができることとなる。

その後インド議会は3月25日に暗号資産のキャピタルゲイン課税に関する法案が下院で可決され、2022年4月1日より暗号資産取引による所得には一律30%課税されることとなった。また、この法案は2022年の財政法案の修正の一環として、暗号資産やNFT（非代替性トークン）を含む仮想デジタル資産（VDA）の譲渡による所得の課税を規定するものとな

った。本規定で VDA の譲渡による損失と別の VDA の譲渡から生じる収入による損益通算が禁止され、取得費用以外の支出や手当を差し引くことができなくなった。

2022 年 7 月 1 日には、暗号資産取引において、年間 1 万ルピーを超える収益や贈与が発生した場合、1%の源泉所得税（TDS※）が追加で適用され、TDS の上限は所得税法に基づき年間 5 万ルピーとされ、適用されている。

※TDS とは「Tax Deducted at Source」で、日本の源泉徴収税となる。インドの所得税法では、一定の代金を支払う際に源泉徴収をし、支払者側が当該源泉徴収税額を納税することを義務付けており、仕組み自体は日本と類似する。

暗号資産や NFT からの収益をインドの最高税率帯に位置づけるほか、暗号資産や NFT の売却による損失は他の所得と相殺できない厳しいものとなった。

暗号資産投資家向けに情報提供を行う Coincub は 2021 年末時点の暗号資産の国別の状況を公開している。これは世界 43 か国を対象に暗号資産に対する現状を評価するものとなる。評価基準は、①研究機関の受容性、②取引所とウォレットの可用性、③政府による規制、④分散型金融（DeFi）の受容性、⑤金融サービスへの取り組み、⑥透明性、⑦暗号資産の消費活動、⑧暗号資産に対する銀行の活動の 8 項目である。

状況としては 43 か国中、最も高く評価された国はシンガポールで、オーストラリア、米国と続く。ビットコインを法定通貨に採用しているエルサルバドルは 9 位、日本は 10 位となった。シンガポールでは、規制環境や暗号資産の高い普及率などから投資家が活動しやすい国と評価されており、オーストラリアは、大手銀行が暗号資産を円滑に取引できるサービスの提供を高く評価されている。なお中国は暗号資産取引を全面禁止しており、その順位は最下位となっている。

評価にあたっては、暗号資産の保有者数、取引量、暗号資産に関するインターネットでの検索数などの定量面と、政府の方針と戦略、法案、中央銀行、金融機関による暗号資産領域に対する姿勢などの定性面の状況を基準としている。

インドについては特に③政府の規制に関する項目について低く評価されており、43 か国中で 25 位に位置付けられる。

直近のインド政府の動きとしては、RBI は仮想通貨に対してネガティブなスタンスを継続させている。

財務大臣は暗号資産に対して、すべての国に影響を与えるマネーロンダリングとテロ資金調達のリスクについて警告しており、これらのリスクを単独で処理できる国はないと指摘し、世界の国々が協力した場合のみ、暗号資産を適正に規制できると強調している。

9 月には、財務大臣が IMF に対し、暗号資産の規制について主導的役割を果たすよう要請しており、IMF 専務理事からは、気候変動、暗号規制、その他の世界的な課題について、インドと協力する準備ができていると述べている。

RBI は仮想通貨が経済や金融安定に及ぼすリスクについて強く懸念を示しており、CBDC

の導入で、ボラティリティの極めて激しい暗号資産から国民を守るためにも重要であるとの立場を取る。

直近では今年の10月7日にRBIがCBDCについてのコンセプトレポートを発表している。

仮想通貨に対する批判的な認識を改めて明らかにする内容であり、一方でCBDCの実証実験を進めるとしており、今後インド政府、財務省、RBIが一体となり、CBDCの導入推進と仮想通貨への政策が早々に決められていくものと思われる。

— 了 —

本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。
ご利用に関しては、すべてお客さま自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。
本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。
本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。